

体制届作成時の注意点について

1. 常勤の考え方について

※常勤の考え方については、サービスごとに違いがあります。

<p>日中活動系サービス (生活介護・自立訓練・就労系)</p>	<p>当該事業所での勤務時間が「常勤の勤務すべき時間（32～40 時間）に達しているかどうかで判断します。</p> <p>(例)「常勤の勤務すべき時間」が 40 時間の場合</p> <p>事業所での雇用形態が「正社員」でも、勤務時間が「<u>常勤の勤務すべき時間（40 時間）</u>」に達していない場合は「<u>非常勤</u>」になります。</p> <p>事業所での雇用形態が「パート」でも、勤務時間が「<u>常勤の勤務すべき時間（40 時間）</u>」に達している場合は「<u>常勤</u>」になります。</p>
<p>それ以外のサービス</p>	<p>法人で定めている就業規則に記載してある「常勤が勤務すべき時間数」働いているかどうかで判断します。勤務形態一覧表に記載する一週間に常勤が勤務すべき時間数の根拠は、就業規則となります。</p> <p>※共同生活援助の場合は、夜間支援（午後 10 時から翌午前 5 時まで）の勤務時間も含めて「<u>常勤の勤務すべき時間（40 時間）</u>」に達しているか判断します。ただし、夜間支援の時間は世話人や生活支援員の常勤換算数に含められません。</p>

<p>常勤</p>	<p>指定事業所等における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していること。同一事業者によって指定事業所等に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。</p>
<p>「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」</p>	<p>原則としてサービスの提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは当該従業者の当該事業所における勤務時間（生活介護、施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

2. 直接処遇職員の定義について

別紙 2（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）及び体制届確認シート（一部サービスを除く）に直接処遇職員という用語が表記されています。直接処遇職員とはサービスごとの人員配置基準上定められている従業者であり、常勤換算方法に含めることができます。

ただし、下記職種の職員は常勤換算に参入できません。

管理者（直接処遇職種と兼務する時間は除く）、サービス管理責任者、医師、目標工賃達成指導員、賃金向上達成指導員、事務員、調理員等

3. 前年度の利用者数の基本的な考え方について

前年度の利用者数について、利用定員ではなく、開設期間に基づいた利用実績を利用します。下記のうちから該当のパターンを選択します。

提出時期	パターン	内容	参照先
年度初め (4月)に 提出する体 制届	基本	新規指定から1年以上経過し、前年度実績がある事業所	別紙
	1-1	新規指定から6か月1年未満経過している事業所	
	1-2	新規指定から6か月経過していない事業所	
	1-3	利用定員を増やしてから1年以上経過している事業所	
	1-4	利用定員を増やしてから6か月以上1年未満経過している事業所	
	1-5	利用定員を増やしてから6か月経過していない事業所	
	1-6	利用定員を減らしてから3か月以上経過している事業所	
	1-7	利用定員を減らしてから3か月経過していない事業所	
年度途中に 提出する体 制届	2-1	新規指定から1年以上経過し、前年度実績がある事業所	
	2-2	新規指定から1年以上経過しているが、前年度実績がない事業所	
	2-3	新規指定から6か月以上1年未満経過している事業所	
	2-4	新規指定から6か月経過していない事業所	
	2-5	利用定員を増やしてから1年以上経過しているが、前年度実績がない事業所	
	2-6	利用定員を増やしてから6か月以上1年未満経過している事業所	
	2-7	利用定員を増やしてから6か月経過していない事業所	
	2-8	利用定員を減らしてから3か月以上経過している事業所	
	2-9	利用定員を減らしてから3か月経過していない事業所	

下記の例は、就労継続支援B型事業所（利用定員20人）を例としています。

基本 新規指定から1年以上経過し、前年度実績がある事業所

(例) 令和6年8月1日新規指定の事業所（別紙3の期間は、令和7年4月から令和8年3月まで）

	令和 7年 4月	令和 7年 5月	令和 7年 6月	令和 7年 7月	令和 7年 8月	令和 7年 9月	令和 7年 10月	令和 7年 11月	令和 7年 12月	令和 8年 1月	令和 8年 2月	令和 8年 3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
利用者数	396	414	396	414	414	396	437	418	437	437	380	437	4,976

$$\begin{aligned}
 \text{前年度の利用者数} &= \text{前年度（前年4月から本年3月）の利用者の延べ人数} \div \text{前年度（前年4月から本年3月）の開所日数} \\
 &= 4,976 \text{ 人} / 269 \text{ 日} \\
 &= 18.5 \text{ 人（小数点以下第2位以下を切り上げ）}
 \end{aligned}$$

4. 主たる事業所、従たる事業所について

主たる事業所と従たる事業所のそれぞれに1人ずつ「常勤・専従」の従業者を配置する必要があります。

5. 多機能型事業所の形態について

多機能型事業所については、管理者及びサービス管理責任者については複数サービスの事業所を兼務することはできますが、直接処遇職員については兼務することができません。ただし、同時並行ではなくそれぞれの職種で従事する時間を切り分けての配置は可能です（この場合、それぞれの職種について「非常勤・専従」となります）。

※多機能事業所とは生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う事業所です。「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」を行う場合も多機能事業所型となります。（多機能事業所として指定を受けているか不明な場合は、「障害福祉情報サービスかながわ」の事業所情報にて『多機能型実施の有無』をご確認ください。）

6. 福祉専門職員配置等加算の算定対象の勤務形態について

福祉専門職員配置等加算の「常勤」の対象となる場合について次のようになります。ここでは、「常勤の勤務すべき時間」が40時間の場合を例にします。福祉専門職員配置等加算の「常勤」は、人員配置基準の「常勤」の定義とは異なるため注意してください。

「常勤」の対象となるか否かの判断の例

ケース	間違いやすいケース
1	<p>複数事業所で勤務し、複数事業所での合計の勤務時間の合計が「常勤の勤務すべき時間」に達している</p> <p><算定対象となる場合></p> <p>①どちらか一方の事業所で<u>1週間の勤務時間の2分の1を超えて</u>勤務している 生活介護事業所で <u>21時間</u>勤務、就労継続支援B型事業所で <u>19時間</u>勤務 ⇒<u>生活介護事業所</u></p> <p>生活介護事業所で <u>19時間</u>勤務、就労継続支援B型事業所で <u>21時間</u>勤務 ⇒<u>就労継続支援B型事業所</u></p> <p>②どちらの事業所とも1週間の勤務時間の2分の1ずつ勤務している場合は、どちらか一方の事業所のみが算定対象となる。 生活介護事業所で 20時間勤務、就労継続支援B型事業所で 20時間勤務</p>
2	<p>2人目のサービス管理責任者及び直接処遇職員として勤務していて、両方の勤務時間の合計が「常勤の勤務すべき時間」に達している</p> <p><算定対象となる場合></p> <p>直接処遇職員として<u>1週間の勤務時間の2分の1を超えて</u>勤務している 2人目のサービス管理責任者として 10時間、生活支援員として 30時間勤務</p> <p><算定対象とはならない場合></p> <p>①直接処遇職員として<u>1週間の勤務時間の2分の1に至らず</u>勤務している 2人目のサービス管理責任者として 25時間、生活支援員として 15時間勤務</p> <p>②どちらの職種とも<u>1週間の勤務時間の2分の1ずつ</u>勤務している 2人目のサービス管理責任者として 20時間、生活支援員として 20時間勤務</p>

福祉専門職員配置等加算を算定するに当たり間違いやすい例

ケース	間違いやすいケース
1	<p>就労継続支援B型事業所</p> <p>常勤の職員3人（直接処遇職員2人、目標工賃達成指導員1人）、非常勤の職員（常勤換算0.5の直接処遇職員4人）、常勤換算（直接処遇職員）：4.0、介護福祉士保有者：1人（うち1人が目標工賃達成指導員）、勤続年数：3人とも5年以上</p> <p>1. 社会福祉士等の状況（計算結果：0%）</p> <p>1）常勤の生活支援員・職業指導員・世話人等の総数：2人</p> <p>2）1）のうち社会福祉士等の総数：0人</p> <p>※目標工賃達成指導員は<u>含めない</u></p> <p>⇒1）に占める割合2）の割合が25%以上ではないため、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」とも算定できない</p> <p>2. 常勤職員の状況（計算結果：50%）</p> <p>1）常勤換算による生活支援員・職業指導員・世話人等の総数：4.0</p> <p>2）1）のうち常勤の者の数：2人</p> <p>※目標工賃達成指導員は<u>含めない</u></p> <p>⇒1）に占める割合2）の割合が75%以上ではないため、「加算Ⅲ」は算定できない</p> <p>3. 勤続年数の状況（計算結果：100%）</p> <p>1）常勤の生活支援員・職業指導員・世話人等の総数：2人</p> <p>2）1）のうち勤続年数5年以上の者の数：2人</p> <p>※目標工賃達成指導員は<u>含めない</u></p> <p>⇒1）に占める割合2）の割合が30%以上であるため、「加算Ⅲ」は算定できる。</p>
2	<p>多機能型事業所については、事業所全体で、配置割合等の計算を行うようにする。</p> <p>（例：生活介護と就労継続支援B型で多機能の場合）</p> <p>■生活介護事業所</p> <p>常勤の直接処遇職員2人、非常勤の直接処遇職員3人（各人常勤換算：0.5）、常勤換算：3.5、介護福祉士保有者：1人（常勤職員）、勤続年数：2人とも5年以上</p> <p>■就労継続支援B型事業所</p> <p>常勤の直接処遇職員3人、常勤換算：3.0、該当資格保有者：0人、勤続年数：3人とも5年以上</p> <p>1. 社会福祉士等の状況（計算結果：20%）</p> <p>1）常勤の生活支援員・職業指導員・世話人等の総数：5人</p> <p>2）1）のうち社会福祉士等の総数：1人</p> <p>⇒1）に占める割合2）の割合が25%以上ではないため、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」とも算定できない</p>

	<p>2. 常勤職員の状況（計算結果：77%）</p> <p>1) 常勤換算によるの生活支援員・職業指導員・世話人等の総数：6. 5</p> <p>2) 1) のうち常勤の者の数：5人</p> <p>⇒ 1) に占める割合 2) の割合が 75%以上であるため、「加算Ⅲ」は算定できる。</p> <p>3. 勤続年数の状況（計算結果：100%）</p> <p>1) 常勤の生活支援員・職業指導員・世話人等の総数：5人</p> <p>2) 1) のうち勤続年数5年以上の者の数：5人</p> <p>⇒ 1) に占める割合 2) の割合が 30%以上であるため、「加算Ⅲ」は算定できる</p>
--	--

7. その他、体制届に関する注意点について

1) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取り扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、**速やかに**届け出てください。なお、この場合は、**加算等が算定されなくなった事実が発生した日**（特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。

2) 変更届出書の提出が必要な事項について

■従前の内容から変更があった場合は、変更届出書を提出しているか確認してください

⇒事業の内容の変更は、体制届ではできません。必ず、変更届出書を提出してください。

特に下記のような理由で減算等の対象となるケースが散見されますので、ご注意ください。

- ・ サービス管理責任者や管理者を変更したが、変更を届け出ていなかった。
- ・ 営業日を追加したが、運営規程の変更を届け出ていなかった。
- ・ 定員の増減があったが、変更を届け出ていなかった。

（生活介護、就労継続支援A・B型の定員増は、指定変更申請書の提出が必要です。）

※変更届出書の提出要否や提出期限等及び様式等については、下記をご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」の「書式ライブラリ」>「2. 横浜市からのお知らせ」>「③変更等に関する届出等様式（障害者総合支援法）」

3) 体制届で届出が必要な加算を届出せずに算定していた

■加算を算定する際は、当該加算にかかる様式等を体制届に添付しているか確認してください。

⇒必要な様式等の添付がない場合は、加算を算定できません！

年度初め（4月）に提出する体制届

前年度の利用者数の基本的な考え方について

就労継続支援B型事業所（利用定員20人）を例としています。

1-1 新規指定から6か月以上1年未満経過している事業所（直近6か月間の実績）

（例）令和7年6月1日新規指定の事業所（別紙3の期間は、**令和7年10月から令和8年3月まで**）

	令和 7年 4月	令和 7年 5月	令和 7年 6月	令和 7年 7月	令和 7年 8月	令和 7年 9月	令和 7年 10月	令和 7年 11月	令和 7年 12月	令和 8年 1月	令和 8年 2月	令和 8年 3月	合計
開所日数							23	22	23	23	20	23	134
利用者数							437	418	437	437	380	437	2,546

前年度の利用者数＝直近6か月間（前年10月から本年3月）の利用者の延べ人数 ÷ 当該6か月間
（前年10月から本年3月）の開所日数
＝2,546人／134日
＝19人（小数点以下第2位以下を切り上げ）

1-2 新規指定から6か月経過していない事業所（利用定員の90%）

（例）令和7年11月1日新規指定の事業所（別紙3の期間は、**令和7年4月から令和8年3月まで**）

	令和 7年 4月	令和 7年 5月	令和 7年 6月	令和 7年 7月	令和 7年 8月	令和 7年 9月	令和 7年 10月	令和 7年 11月	令和 7年 12月	令和 8年 1月	令和 8年 2月	令和 8年 3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
利用者数	396	414	396	414	414	396	414	396	414	414	360	414	4,842

前年度の利用者数＝利用定員の90%
＝20人×0.9（4,842人／269日）
＝18人

1-3 利用定員を増やして1年以上経過している事業所

（例）令和6年12月1日に利用定員を10名増して利用定員30名となった事業所

（別紙3の期間は、**令和7年4月から令和8年3月まで**）

	令和 7年 4月	令和 7年 5月	令和 7年 6月	令和 7年 7月	令和 7年 8月	令和 7年 9月	令和 7年 10月	令和 7年 11月	令和 7年 12月	令和 8年 1月	令和 8年 2月	令和 8年 3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
利用者数	660	690	660	690	690	660	667	638	667	667	580	667	7,966

前年度の利用者数＝前年度（前年4月から本年3月）の利用者の延べ人数 ÷ 前年度（前年4月から
本年3月）の開所日数
＝7,966人／269日
＝29.6人（小数点以下第2位以下を切り上げ）

1-4 利用定員を増やして6か月以上1年未満経過している事業所（直近6か月間の実績）

（例）令和7年7月1日に利用定員を10名増して利用定員30名となった事業所

（別紙3の期間は、令和7年10月から令和8年3月まで）

	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数							23	22	23	23	20	23	134
利用者数							667	638	667	667	580	667	3,886

前年度の利用者数＝直近6か月間（前年10月から本年3月）の利用者の延べ人数 ÷ 当該6か月間（前年10月から本年3月）の開所日数
 ＝3,886人／134日
 ＝29人（小数点以下第2位以下を切り上げ）

1-5 利用定員を増やして6か月経過していない事業所（増員した利用定員の90%を前年度実績に上乘せ）

（例）令和8年1月1日に利用定員を10名増して利用定員30名となった事業所

（別紙3の期間は、令和7年4月から令和8年3月まで）

	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
利用者数	594	621	594	621	621	594	644	616	644	644	560	644	7,397
利用者数＋定員増の90%	396＋198	414＋207	396＋198	414＋207	414＋207	396＋198	437＋207	418＋198	437＋207	437＋207	380＋180	437＋207	4,976＋2,421

前年度の利用者数＝前年度（前年4月から本年3月）の利用者の延べ人数 ÷ 前年度（前年4月から本年3月）の開所日数＋定員増の90%
 ＝4,976人／269日＋9人（7,397人／269日）
 ＝27.5人（小数点以下第2位以下を切り上げ）

1-6 利用定員を減らして3か月以上経過している事業所（減少後の3か月間の実績）

（例）令和7年7月1日に利用定員を10名減らして利用定員20名となった事業所

（別紙3の期間は、令和8年1月から令和8年3月まで）

	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数										23	20	23	66
利用者数										437	380	437	1,254

前年度の利用者数＝直近3か月間（本年1月から本年3月）の利用者の延べ人数 ÷ 当該3か月間（本年1月から3月）の開所日数
 ＝1,254人／66日
 ＝19人（小数点以下第2位以下を切り上げ）

1-7 利用定員を減らして3か月経過していない事業所

(例) 令和8年2月1日に利用定員を10名減らして利用定員20名となった事業所

(別紙3の期間は、令和7年4月から令和8年3月まで)

	令和 7年 4月	令和 7年 5月	令和 7年 6月	令和 7年 7月	令和 7年 8月	令和 7年 9月	令和 7年 10月	令和 7年 11月	令和 7年 12月	令和 8年 1月	令和 8年 2月	令和 8年 3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	<u>269</u>
利用者数	660	690	660	690	690	660	667	638	667	667	580	667	<u>7,966</u>

前年度の利用者数 = 前年度 (前年4月から本年3月) の利用者の延べ人数 ÷ 前年度 (前年4月から
本年3月) の開所日数
 = 7,966 人 / 269 日
 = 29.6 人 (小数点以下第2位以下を切り上げ)

年度途中に提出する体制届

2-1 新規指定から1年以上経過し、前年度実績がある事業所

(例) 令和6年10月1日新規指定の事業所 (別紙3の期間は、**令和7年4月から令和8年3月まで**)

	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	<u>269</u>
利用者数	396	414	396	414	414	396	437	418	437	437	380	437	<u>4,976</u>

$$\begin{aligned} \text{前年度の利用者数} &= \text{前年度 (前年4月から本年3月) の利用者の延べ人数} \div \text{前年度 (前年4月から本年3月) の開所日数} \\ &= 4,976 \text{ 人} / 269 \text{ 日} \\ &= 18.5 \text{ 人 (小数点以下第2位以下を切り上げ)} \end{aligned}$$

2-2 新規指定から1年以上経過しているが、前年度実績がない事業所 (直近1年間の実績)

(例) 令和7年6月1日新規指定で、令和8年9月適用で体制届を提出する事業所 (令和8年8月15日までに提出の事業所) (別紙3の期間は、**令和7年8月から令和8年7月まで**)

	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	<u>269</u>
利用者数	440	460	440	460	414	396	437	418	437	437	380	437	<u>5,156</u>

$$\begin{aligned} \text{前年度の利用者数} &= \text{直近1年間 (前年8月から本年7月) の利用者の延べ人数} \div \text{当該1年間 (前年8月から本年7月) の開所日数} \\ &= 5,156 \text{ 人} / 269 \text{ 日} \\ &= 19.2 \text{ 人 (小数点以下第2位以下を切り上げ)} \end{aligned}$$

2-3 新規指定から6か月以上1年未満経過している事業所 (直近6か月間の実績)

(例) 令和7年12月1日新規指定で、令和8年9月適用で体制届を提出する事業所 (令和8年8月15日までに提出の事業所) (別紙3の期間は、**令和8年2月から令和8年7月まで**)

	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23							20	23	<u>133</u>
利用者数	440	460	440	460							380	437	<u>2,617</u>

$$\begin{aligned} \text{前年度の利用者数} &= \text{直近6か月間 (本年2月から7月) の利用者の延べ人数} \div \text{当該6か月間 (本年2月から7月) の開所日数} \\ &= 2,617 \text{ 人} / 133 \text{ 日} \\ &= 19.7 \text{ 人 (小数点以下第2位以下を切り上げ)} \end{aligned}$$

2-4 新規指定から6か月経過していない事業所（利用定員の90%）

（例）令和8年3月1日新規指定で、令和8年9月適用で体制届を提出する事業所（令和8年8月15日までに提出の事業所）（別紙3の期間は、令和7年4月から令和8年3月まで）

	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
利用者数	396	414	396	414	414	396	414	396	414	414	360	414	4,842

前年度の利用者数＝利用定員の90%

＝20人×0.9（4,842人／269日）

＝18人

2-5 利用定員を増やして1年以上経過しているが、前年度実績がない事業所（直近1年間の実績）

（例）令和7年6月1日に利用定員を10名増して利用定員30名となり、令和8年9月適用で体制届を提出する事業所（令和8年8月15日までに提出の事業所）（別紙3の期間は、令和7年8月から令和8年7月まで）

	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
利用者数	660	690	660	690	690	660	667	638	667	667	580	667	7,936

前年度の利用者数＝直近1年間（前年8月から本年7月）の利用者の延べ人数 ÷ 当該1年間

（前年8月から本年7月）の開所日数

＝7,936人／269日

＝29.6人（小数点以下第2位以下を切り上げ）

2-6 利用定員を増やして6か月以上1年未満経過している事業所（直近6か月間の実績）

（例）令和7年10月1日に利用定員を10名増して利用定員30名となり、令和8年9月適用で体制届を提出する事業所（令和8年8月15日までに提出の事業所）（別紙3の期間は、令和8年2月から令和8年7月まで）

	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23							20	23	133
利用者数	660	690	660	690							580	667	3,947

前年度の利用者数＝直近6か月間（本年2月から7月）の利用者の延べ人数 ÷ 当該6か月間

（本年2月から7月）の開所日数

＝3,947人／133日

＝29.7人（小数点以下第2位以下を切り上げ）

2-7 利用定員を増やして6か月経過していない事業所増員した利用定員の90%を前年度実績に上乘せ)

(例) 令和8年4月1日に利用定員を10名定員増して利用定員30名となり、令和8年9月適用で体制届を提出する事業所(令和8年8月15日までに提出の事業所)(別紙3の期間は、令和7年4月から令和8年3月まで)

	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	<u>269</u>
利用者数	594	621	594	621	621	594	644	616	644	644	560	644	<u>7,397</u>
利用者数+ 定員増の 90%	396 +	414 +	396 +	414 +	414 +	396 +	437 +	418 +	437 +	437 +	380 +	437 +	4,976 +
	198	207	198	207	207	198	207	198	207	207	180	207	2,421

前年度の利用者数=前年度(前年4月から本年3月)の利用者の延べ人数 ÷ 前年度(前年4月から本年3月)の開所日数+定員増の90%
 =4,976人/269日+9人(7,397人/269日)
 =27.5人(小数点以下第2位以下を切り上げ)

2-8 利用定員を減らして3か月以上経過している事業所(減少後の3か月間の実績)

(例) 令和8年4月1日に利用定員を10名定員減少して利用定員20名となり、令和8年9月適用で体制届を提出する事業所(令和8年8月15日までに提出の事業所)(別紙3の期間は、令和8年5月から令和8年7月まで)

	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数		23	22	23									<u>68</u>
利用者数		690	660	690									<u>2,040</u>

前年度の利用者数=直近3か月間(本年5月から7月)の利用者の延べ人数 ÷ 当該3か月間(本年5月から7月)の開所日数
 =2,040人/68日
 =30人(小数点以下第2位以下を切り上げ)

2-9 利用定員を減らしてから3か月経過していない事業所

(例) 令和8年6月1日に利用定員を10名定員減少して利用定員20名となり、令和8年9月適用で体制届を提出する事業所(令和8年8月15日までに提出の事業所)(別紙3の期間は、**令和7年4月から令和8年3月まで**)

	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	合計
開所日数	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	<u>269</u>
利用者数	396	414	396	414	414	396	437	418	437	437	380	437	<u>4,976</u>

前年度の利用者数 = 前年度 (前年4月から本年3月) の利用者の延べ人数 ÷ 前年度

(前年4月から本年3月) の開所日数

= 4,976 人 / 269 日

= 18.5 人 (小数点以下第2位以下を切り上げ)